

福島第一原発：廃炉作業は進まず、廃炉の法的規定もない

廃炉のためと称して、トリチウム等を含む処理水の海洋放出は許されない

◆「処理水タンクは、廃炉作業の大きな支障になる可能性がある」として海洋放出を決定

政府と東電は、「廃炉を進めるために」大量の処理汚染水タンクが妨げになるとして、海洋放出を決定した。処理汚染水の放出は廃炉計画の一環とされている。当時の江島経済産業副大臣は「廃炉を計画的に進め、その一環として、タンクに貯まった水の取り扱いについても検討しなければなりません…タンクが敷地を大きく占有する現状を見直さなければ、今後の廃炉に支障がでる可能性があります」と述べている（2019年（R元年）12月27日第4回担当閣僚会議議事録2頁）。

また、政府が昨年4月に海洋放出を正式決定した資料では「廃炉作業が着実に進展している…作業を安全かつ着実に進めていくためには…敷地を最大限有効活用する必要がある…日々発生する汚染水を処理した水を保管しているタンクやその配管設備等が、敷地を大きく占有するようになっている現状について、その在り方を見直さなければ、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性がある」としている（2021年（R3年）4月13日 第5回担当閣僚会議 資料1）。

しかし、以下に紹介するように、①廃炉作業（溶け落ちた燃料＝燃料デブリの取り出し作業）は進まず、既に国の「ロードマップ」は破綻している。②さらに、事故を起こした福島第一原発は「特定原子力施設」に指定されており、廃炉の法的規定はない。法律に基づくこともなく、廃炉のためと称して海洋放出を強行することは許されない。

◆廃炉作業の実態：作業は進まず、国の「ロードマップ」は既に破綻

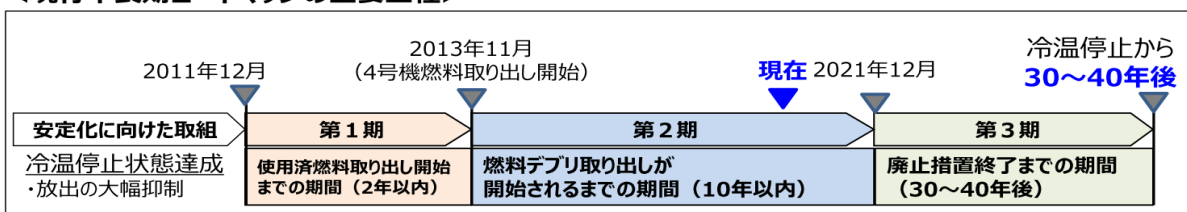
福島第一原発の廃炉工程は、国の担当閣僚会議議（廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）で決定している。これまで4回改訂され、現在のロードマップは2019年12月に策定されている（下図）。ここでは、燃料デブリの取り出しに関して、ロードマップと実態を比べてみる。

初号機の燃料デブリ取り出しは、2021年12月までに実施する工程となっているが、既に破綻している。「取り出し方法の確定時期」は、変わっているが、取り出し時期の変更はない。2021年までの取り出しについては「2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大」となっている。

しかし実態は、2号機では、燃料デブリ取り出しのためのロボットアーム（最長22m、重さ4.6トン）の操作訓練が2月14日に始まったばかり。訓練に約半年かけ、秋頃に数グラムを試験的に取り出す予定だ。燃料デブリは、1～3号で総量約880トンと推計されており、全量取り出し等ほとんど不可能な状況にある。「取り出しに30年間かけるとしても、1日80キロずつ取り出さないと終わらない。高い放射線が阻む環境で、全量を取り出せる技術だけではなく、どのように保管するかの具体策もない」（東京新聞2月11日）。

さらに1号機では、東電が2月10日に水中ロボットで格納容器内部を調査し、やっと塊り状の堆積物を確認した。今後5種類のロボットを投入して調査するが、時期は決まっていない。

<現行中長期ロードマップの主要工程>



（2019年12月27日 廃炉・汚染水対策チーム事務局資料より）

◆廃炉の法的側面：事故を起こした福島第一原発は「特定原子力施設」であり、廃炉（廃止措置）に関する法や規則はない

▽通常の前発の廃炉（廃止措置）とは更地にする事

通常の前発の廃炉は、規則で以下のように決められ、規制委の審査・確認を受ける。①原子炉施設の解体、②核燃料物質の譲渡し、③核燃料物質による汚染の除去、④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄、⑤放射線管理記録の引渡し（引用者注：放射線管理区域等が必要でない状況）（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 115 条）。

▽福島第一原発には、廃炉（廃止措置）を規定する法や規則はない

- ① 規制委は、事故を起こした福島第一原発を 2012 年 11 月 7 日に「特定原子力施設」に指定。「特定原子力施設」には、通常の前発のような「廃炉措置」の法的定めは存在しない。
- ② 「ロードマップ」は、担当閣僚等によって作成された「計画」にすぎず法的根拠はない。
- ③ 東電の廃炉等の「実施計画」は、「ロードマップ」に紐づけされたもので、法的根拠はない。
- ④ 規制委は、廃炉の計画を審査しているのではない。審査しているのは、東電の「保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（実施計画）」（下記参照）。

原子炉等規制法 64 条の二 2

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。（下線は引用者）

- ⑤ 通常の前発と異なり、燃料デブリ等の敷地外搬出、施設の解体などは想定されておらず、取り出しをやめても法的には違反とならない。下記のエネ庁パンフがそれを語っている。
 <「廃炉の大切な話 福島第一原子力発電所の今とこれから」資源エネ庁 2021（下線は引用者）>

Q 7	取り出した燃料デブリや放射性廃棄物は最終的にどうなるの？
A	<p>国が最後まで責任をもって検討していきます。</p> <p>・取り出した燃料デブリや放射性廃棄物は、<u>まずは福島第一原発の構内で安全に保管していきますが、その処理・処分は、その性状を把握しつつ、今後、さらなる調査と研究を進めながら、検討を深めることが必要</u>です。</p> <p>・検討に当たっては、地元の皆さまからのご意見をお伺いしながら進めていきます。</p>

→燃料デブリ等は構内で保管。その後どうするかは検討。搬出するとは言っていない。

Q 8	廃炉が終わった後はどうなるの？
A	<p>廃炉が終わった後の姿については、地元の皆様のご意見を伺いながら、今後も検討を重ねていきます。</p> <p>・現時点では、原子炉内の状況や、廃棄物の取扱いなど、不確定なことが多いため、<u>廃炉が終わった後の姿を具体的に示すことはまだできていません。</u>（略）</p>

→廃炉の法的規定もないため「具体的に示すことはまだできません」との回答で逃げている。

このように、廃炉作業の実態からしても、法的根拠がないことからしても、廃炉のためと称して処理汚染水の海洋放出は許されることではない。まずは、海洋放出反対の漁業者との文書約束を守り海洋放出は断念し、国会や国民的議論を通じて、廃炉の法的整備の準備を始めるべきだ。

（参考：「科学」2022 年 1 月号 尾松亮「私たちは何をどう選ぶのか（中）-1F 廃炉計画はないという現状認識に立つ」）